西オーストラリア州での生活上の注意事項

平成 25 年 11 月 20 日

在パース日本国総領事館

1. はじめに

オーストラリアでは、法律制度や生活習慣に違いがあることに気づかず、トラブルに巻き込まれる日本人の方が後を絶ちません。以下に、西オーストラリア州で生活をするに当たり注意すべき諸点についてご紹介します。短期間の旅行者の方もこのようなトラブルに巻き込まれることがありますので、同じく十分にご注意ください。本書へのご意見やお気づきの点がございましたら kanbo@pt. mofa. go. jp にご投稿ください。次の改定の参考にさせていただきます。

なお、西オーストラリア州には州政府認可の「サポートネット虹の会」という非営利、非宗教の社会福祉法人があり、主にパース地域の日本人やその家族の方々の支援に尽力しています。同会の活動の詳細は「サポートネット虹の会」ウェブサイト、http://nijinokai.com.au をご参照ください。

2. 治安と安全(詳しくは別紙「安全の手引き」をご参照ください。)

❖ 家屋侵入 (一般住宅の場合)

当地在住者が被害に遭うことの多い犯罪の一つは家屋侵入盗です。家屋侵入盗は夜間に限らず朝や昼間にも発生し、学校の学期休みにも多く起きています。家屋侵入盗は自動車の有無を確認して侵入することも多いので、車庫は自動車の有無が一目で判らないような覆い付きのものが望ましいでしょう。また、出張や旅行等で自宅を留守にする場合は、一時新聞の配達を止めることや、郵便受けの郵便物を知人等に預かって貰う等、不在であることが外から分からないようにする工夫も必要です。

防犯のポイント

- ドアや窓を二重ロックにすることは有効な防犯対策のひとつ。
- 警備装置の設置された住居に住む。
- 警報装置を設置しなくても、警備会社のステッカーを窓に貼る。
- 留守だと思わせない。タイマー付ラジオ(ライトやテレビ)を有効活用。新聞、郵便物を溜めない。
- 長期に亘り留守にする際は、照明を点灯させたままにしない。
- 新たに入居したときは、鍵を新替する。
- 屋外にモーションセンサー式照明を設置する。

❖ 家屋侵入盗(ホテル・バックパッカーの場合)

大概のホテルでは、各部屋に暗証番号で開閉する事のできる SAFETY BOX(金庫)が備え付けられていますので、現金・貴重品は SAFETY BOX に入れておきましょう。バックパッカーでは、大部屋に多人数で宿泊する事が多々あります。シャワーを使用する時や就寝時を問わず、現金や貴重品は目の届く範囲内に置いておくか、身につけておきましょう。

❖ 窃盗 (スリ・置き引き)

スリや置き引きの被害が目立っています。これらの被害は、ちょっと注意すれば未然に防げたはずです。ユースホステルやバックパッカーなどの簡易宿泊所での置き引きは、特に注意する必要があります。

防犯のポイント

- 買い物や支払い中にバックや財布は体から離さない。
- 財布は、ズボンの尻ポケットや中身の見えるバッグの中など、簡単に見える位置にしまわない。
- フードコートやカフェ、またファーストフード店などで椅子やテーブルに貴重品等を放置しない。
- 夜間の一人歩きはしない。

❖ 車上荒らし

車上荒らしは数分の間であっても起きることがあります。そのため、短時間の駐車であっても施錠を確実に行い、車内に現金や貴重品を絶対に放置しないようにしましょう。特に車外から見える位置に物やバッグ等を放置すると、ターゲットとなりやすくなります。駐車の際は場所を考え、明るい場所や見通しの良い場所、防犯カメラで常時撮影されている場所に駐車することをお勧めします。まずは賊に狙われやすい状況を作らないことが第一です。

❖ 暴行傷害・性的犯罪

計画的なものばかりではく、偶発的に起こることもある犯罪です。酔っぱらいなど精神的に興奮状態にある集団が出没する場所や時間帯は避けて行動するように心がけましょう。もし相手が刃物などを出してきた場合には、おとなしく財布を渡してください。このような時の為に、現金とカードは別々にしておくと良いでしょう。

性犯罪は、一人歩きの女性を狙ったものが多く、ビーチサイド、郊外の駅、バス停留所などから徒歩で帰宅する途中でも発生しています。帰宅が遅くなる場合には、知人に送ってもらうか、タクシーを利用するようにしましょう。

防犯のポイント

- 一人で出掛けない。
- 移動の際には、なるべく車やタクシーを利用する。
- 酔っぱらいや大声を上げている個人および集団は避ける。
- 金銭をねだられた時には無視して歩き去る。ただし、状況次第ではまず金銭を渡し身の安全 を確保する。
- 夜間は、徒歩、バス、電車ではなくタクシーで帰宅する。タクシーに乗車した直後に、演技でも良いので、「今タクシーに乗った」旨を運転手に聞こえるように家族や知人に携帯電話にて連絡する。
- 親切そうだからと言って、知らない人にはついて行かない。

❖ 家庭内暴力

家庭内または家族間暴力は違法です。家庭内暴力とは、被害者に身体的、性的または精神的虐待や傷害、性的関係の強要、強制的な隔離、または経済的な窮乏をもたらす、あるいはそれらへの恐怖を抱かせる行為を指します。家庭内暴力についての相談や支援は、電話でも受けることができます。

- Legal Aid (WA) 1300 650 579
- Domestic Violence and Sexual Assault (24 時間) 1800 200 526
- Women's Domestic Violence Help Line 08 9223 1188

❖ 子供の権利

オーストラリアでは子供の人権保護が重視されています。子供は法律により、家庭と学校の両方の場において、身体的、性的および精神的な虐待、さらに放置や暴力を受けないよう、保護されています。叩くなどの体罰は行わないよう勧められており、子供に著しい害がおよんだ場合は違法となります。また学校での体罰は禁止されています。

❖ ドラッグ(違法薬物)

オーストラリアではドラッグ(違法薬物)の所持や使用、製造や栽培、また販売は違法です。 違法薬物としては、主に大麻(Grass, Ganja, Weed, Pot)、覚せい剤(Ice, Base, Speed, Meth)、コカイン、MDMA(Ecstasy, XTC, E)と呼ばれるものがあります。違反者には厳しい刑 罰(罰金や懲役)が科せられます。知人に勧められたり、バーやナイトクラブ等で勧められても、 ドラッグには絶対に手を出さないようにしましょう。過去に邦人女性が、デートドラッグが混入 されていたと思われる飲物を飲まされ、意識が朦朧としている間に犯罪の被害に遭うという事件 も発生しています。ドラッグは危険であるという認識を十分に持って下さい。

❖ 詐欺犯罪

最近、実在する金融機関や企業、政府機関を装いながら、電子メールや電話にて、銀行口座やクレジットカード情報等の個人情報を詐取する悪質な詐欺犯罪が増えています(宝くじの高額当選をかたるものもあります)。心当たりの無い電話番号や電子メールにより照会がある場合、個人情報は伝えないように心掛けましょう。詐欺の情報または被害通報については、オーストラリア競争消費者委員会「Scamwatch」: http://www.scamwatch.gov.au をご参照ください。

❖ 海水浴・水辺のレジャー

- <u>赤と黄色の二本の旗の間で泳ぎましょう。</u>二本の旗はライフセーバー(救助員)が巡回している場所を示しています。
- ビーチやビーチ周辺に立てられた注意標識をよく読んで規則などを守りましょう。
- 1人で泳がず、複数で海水浴を楽しみましょう。また、子供が水に入るときは、泳げる大人が必ず付き添い、決して子供達から目を離さないようにしてください。
- クラゲに注意してください。
- 波や海流の状態が分からない時は、ライフセーバーに尋ねましょう。
- 飲酒後の水泳や暗闇での水泳はやめましょう。

- オーストラリアでは紫外線が大変強く、海岸などでは火傷となる恐れもありますので、昼間の外出時には、帽子やサングラスを着用したり、日焼け止めクリームを塗る等、直射日光をさえぎる対策をとることが必要です。
- サーフィンビーチには「リップ」と呼ばれる速い潮の流れがあります。この強力な流れに人が入り込むと非常に危険です。波にさらわれそうになっても慌てず、落ち着いて浮かんだ状態で片手を上げて救助を待つか、波に逆らわず岸と並行して泳ぐようにします。
- 岩場では、付近の潮の流れが複雑で危険が伴うことがあります。危険な岩場などでの釣りはできるだけ避てください。また、万が一を考えてライフジャケットは必ず着用し、必ず複数でお互いを確認し合いながら釣りをすることや、無理な挑戦はしないよう心がけてください。
- 西オーストラリア州沿岸ではよくサメが目撃されることがあります。ホオジロザメ、タイガーシャーク、ブルーシャーク等、獰猛で危険なサメが海水浴場付近で目撃されることもありますので、海水浴をされる際は必ずライフセーバーが監視しているビーチ(赤と黄色の二本の旗の間)で泳ぎましょう。またライフセーバーから岸に戻るよう指示がある場合は、すぐに引き返しましょう。

❖ 野生動物

オーストラリアにはレッドバックのように強い毒をもった蜘蛛がおり、噛まれた場合は速やかに適切な医療措置を取る必要があります。庭や物置などで作業をする時は手袋を着用しましょう。 木材や石、煉瓦などを動かす時にも蜘蛛に注意してください。

オーストラリアではトカゲやカエル等の野生動植物のほとんどについては、採取し、国外に持ち出すことが禁止されており、これに違反し有罪となると懲役を含む厳しい罰則が科されます。 98年以降に爬虫類の不法持ち出しの容疑で逮捕された事案 10件のうち 9件が日本人によるものであったとの報道もなされています。このような違法行為は、日本や日本人の信用を著しく傷つけることにもなりますので、絶対に行わないでください。

❖ 緊急サービス

緊急連絡先

警察、救急、消防の緊急連絡先:000

オーストラリアでは「000」の緊急連絡については、その緊急性(生命への危機や被害の大きさ)に応じて優先度が設定されています。以下は、パースおよび周辺区域(メトロポリタン・エリア)における各優先度での緊急車両到着までの所要時間の目安です。

緊急車両到着までの所要時間目安

	Priority 1-2	9分
警察	Priority 3	12 分
	Priority 4	60 分
	Priority 1	15 分
救急	Priority 2	25 分
	Priority 3	60 分
消防		12 分

出典: WA Police Annual Report 2013

St John Ambulance, Ambulance Activity and Response Time 2013

DFES (Department of Fire and Emergency Services) Inaugural Report 2012/13

• 在パース日本国総領事館: 08-9480-1800 (夜間、週末、祝日等の休館時でも人命に関わる緊急の場合等は上記番号にご連絡ください。)

医療機関

日本語の通じる医療機関

- 外来一般:日本語医療センター(International Medical Centre): 1800-777-313
- 歯科:Lifecare Dental (Perth City): **08-9221-2777** 救急医療機関
- Royal Perth Hospital/Emergency Section: **08-9224-2244**
- Sir Charles Gairdner Hospital/Emergency & Acciden: 08-9346-3333
- Princess Margaret Hospital for Children/Emergency: 08-9340-8222

警察・免許センター

- 一般照会(最寄りの警察につながります): 131-444
- 西オーストラリア州の運転免許センター (West Perth) : 131-156
- 交通事故についての照会 Traffic Crashes/Complaints: 131-444

法律相談

- Legal Aids Western Australia (法律扶助委員会) : 1300-650-579
- Community Legal Centres Association WA: 08-9221-9322

通訳·翻訳

- Translation & Interpreter Service: 131-450
 (安価で24時間利用できるオーストラリア移民・市民権省による公的通訳サービス)
- The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters Ltd (NAATI): 08-9472-3588 (Office Hours 8:30 am to 12:30 pm Monday to Thursday)

クレジットカード会社(紛失・盗難の連絡専用)

- アメリカン・エクスプレス:1300-132-639
- ビザカード: 1800-450-346
- ダイナース・クラブ:1300-360-060
- バンクカード(24時間サービス):0011-81-3-3523-119
- マスター・カード:1800-120-113

3. 自動車・交通規則 (詳しくは資料「西豪州交通規則ガイド」を参照)

オーストラリアでは日本と同様に「右ハンドル・左側通行」であるため、日本人には運転し易い環境にありますが、「ラウンドアバウト(環状交差点)」などは日本と異なります。<u>万が一の事故を避けるためにも、当地交通法規を理解した上で運転をしてください。</u>スピード違反、飲酒運転、駐車違反をはじめ各種違反に対する取締りは日頃から行われています。特にスピード違反については取締りが厳しく(市内各所にスピードカメラが設置されている)、時速 5km 未満の速度超過でも取締りの対象となることがあります。また、オーストラリアにおいても運転中の携帯電話の使用(携帯電話端末を手にした状態での通話やテキストの打ち込み等)は禁止されています。ただし、携帯電話端末のハンズフリー機能、車のサウンドシステムに搭載しているハンズフリー機能、GPS ナビ機能の使用については、安全に操作する事のできる駐車中に設定を行い、運転中(及び、停車中)に操作をしなければ、利用可能です。なお、赤信号での停車は駐車とは見なされませんので注意が必要です(罰金および減点数に関しては以下「違反一覧」を参照)。

❖ 違反一覧

以下に西オーストラリア州の交通違反の一部をご紹介します。

反則行為の種類			点数
	9km/h 未満		0
速度 超過	9km/h 以上 19km/h 未満	\$150	2
	20km/h 以上 29km/h 未満	\$300	3
	30km/h 以上 40km/h 未満	\$700	5
	40km/h 以上	\$1,000	7
	運転者不着用時	\$500	4
	+不着用同乗者1人	\$600	4
	+不着用同乗者 2 人	\$700	4
	+不着用同乗者3人	\$800	4
シートベルト	+不着用同乗者 4 人以上	\$900	4
不着用	運転者着用時		
	+不着用同乗者1人	\$500	4
	+不着用同乗者 2 人	\$600	4
	+不着用同乗者3人	\$700	4
	+不着用同乗者 4 人以上	\$800	4
信号無視(赤色)) 違反。	\$150	3
信号無視(黄色))違反。	\$100	2
停止(STOP)標識	での一時不停止違反。	\$150	3
「Give Way」(注意の道路標識)での安全進行義務違反。	\$150	3
児童用横断歩道	にて誘導員が作業中にも拘らず、停車を怠った場合。	\$200	4
児童用横断歩道 為。	\$200	4	
横断歩道で歩行	者に道を譲ることを怠った場合。	\$200	3
横断歩道で(横断者がいるため)一時停車している車両を追い抜く行為。			4
交差点にて右側からの車両に道を譲ることを怠った場合。			3
交差点にて進入 合。また、U ター	\$150	3	
緊急車両妨害違	\$150	4	
ラウンドアバウ	\$150	3	
T字路にて本線に	\$150	3	
騒音運転等違反。			3
トラック等の荷台に人を乗せる行為(同乗者への罰則)。			0
トラック等の荷・	\$500	4	
合法的な U ター	\$150	3	
視界不良時における、カーブまたは坂の頂上付近での中央線からはみ出す行為。			3
道路標識の指示に反する運転行為。			3
警察官、消防員、救急隊員またはその他権限を有するものによる手信号または指示に従わない場合。			3
携帯電話を使用しながらの運転。			3
踏切りにて警報機信号(赤点滅)が消灯し、遮断機が完全に上がる前に踏切内に 侵入する行為。			3
17歳以下の同乗	\$200	0	
	*		

出典: 西オーストラリア州政府 交通省発行 Drive Safe Handbook (2013年11月1日現在)

酒酔い運転

反則および裁判所罰則 (初めての場合)							
DAC W		罰則					
BAC %	反則金	裁判所最高罰則	免許失効期間	点数			
0.05 < 0.06	\$250	\$500	なし	3			
0.06 < 0.07	\$250	\$500	なし	4			
0.07 < 0.08	\$250	\$500	なし	5			
反則および裁判	判所罰則(上表以	外)					
BAC %	罰則	初回	2回目	3回目以降			
	最低		\$500	\$500			
0.05 < 0.07	最高	上表参照	\$1,000	\$1,000			
	免許失効期間		6 ヶ月	8ヶ月			
	最低		\$600	\$600			
0.07 < 0.08	最高	上表参照	\$1,000	\$1,000			
	免許失効期間		8ヶ月	10 ヶ月			
	最低	\$500	\$600	\$600			
0.08 < 0.09	最高	\$1,500	\$1,500	\$1,500			
	免許失効期間	6 ヶ月	8ヶ月	10 ヶ月			
	最低	\$550	\$900	\$900			
0.09 < 0.11	最高	\$1,500	\$1,500	\$1,500			
0.03 \ 0.11	免許失効期間	7ヶ月	10 ヶ月	13 ヶ月			
	最低	\$650	\$1, 200	\$1,200			
0.11 < 0.13	最高	\$1,500	\$2,000	\$2,000			
	免許失効期間	8ヶ月	14 ヶ月	17 ヶ月			
	最低	\$750	\$1,600	\$1,600			
0. 13 < 0. 15	最高	\$1,500	\$2,500	\$3,000			
	免許失効期間	9ヶ月	18 ヶ月	30 ヶ月			
	最低	\$900	\$2, 100	\$2, 100			
< 0.15	最高	\$2,500	\$3,500	\$5,000			
	免許失効期間	10 ヶ月	30 ヶ月	永久			

出典:西オーストラリア州政府 交通省 Drive Safe Handbook (2013年11月1日現在)

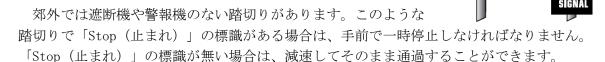
❖ ラウンドアバウト (環状交差点) の走行方法

ラウンドアバウトはオーストラリア国内の至る所で導入されています。原則的に進入する際 は減速し、右側を注視しながら、先に進入している車があれば停止し通過するのを待ちます。進 入している車がなければ、そのままラウンドアバウト内に入ることができますが、左側に歩行者 がいることがあるため、常に右、左を確認することを忘れないでください。

❖ 踏切りについて

遮断機や警報機の付いた踏切りでは、遮断機が開いた後、警報機が鳴り止み<u>信号が完全に消灯するまで</u>踏切り内に侵入しないでください(これを守らないと違反の対象となります)。

ただし、遮断機および警報機が作動していない踏切りでは、減速してそのまま通過することができます。



❖ 郊外での運転

- 郊外では野生動物(主にカンガルーやエミュー)が道路に飛び出してくる(早朝と夕方から 夜間にかけて多発する)ことがあり、特に飛び出しの多い区間ではそれぞれの動物のマーク の道路標識が立てられています。標識のある所ではスピードを緩めるなど、細心の注意が必要です。もし、動物が道路に出てきた場合は、急ハンドルや急ブレーキは避け、静かにブレーキを踏んでください。
- 郊外の道路は最高時速 110 キロメートルの制限速度が設定されていますが、片側一車線で中央分離帯やガードレールが設備されておらず、トラック等とのすれ違いの際、左のタイヤが未舗装部分に脱輪すると、場合によっては横転する危険がありますので、必要であれば減速してください。
- 郊外ではロードトレインと呼ばれる貨物車両を 2、3 台牽引したトラック (最長 53.5 メートル) も高速で走行しています。このような車両の前・後部には "Road Train"や "Long Vehicle"のような標示 (右図参照) があります。無理な追越しはせず、追越し車線 (所々で車線が増やされている) で追抜くようにしましょう。
- 郊外では、"Oversize"の標示(右図参照)を付けた幅の広い荷物を積ん だ車両が先行車に続いて走行していることがあります。同標示を付けた先 行車が見えたら、ゆっくりと減速し路肩に避けましょう。大きいものでは 2 車線にまたがる車両もあります。
- ROAD TRAIN

 OVERSIZE

- 家族や友人に旅行計画を知らせましょう。
- 最新の道路地図を入手し携行てください。
- 出発前に車をよく点検し、エンジンオイル等の問題がないことを十分に確認してください。
- 未舗装道路では速度を落としましょう。
- スペアタイヤ、工具、水を常に携行してください。主要道路から外れて、人里離れた場所を 走る場合は、余分の食糧、水、ガソリン、タイヤを持って行きましょう。
- 車両が故障し炎天下で待機する場合、車が作る影の中に入り暑さをしのぐことも一案です。 多くの場合は、助けが来るのを車の側で待つことが適切です。
- 乾燥した野山の火事は急速に広がります。必要な場合は直ちに退避してください。野山の火事の付近では、耐火服を着装した消防員でも焼死する危険があるほどですので、いち早く遠くへ避難する必要があります。

❖ 歩行者および自転車に関する交通ルール

オーストラリアでは歩行者や自転車であっても、以下に記すような交通ルールを遵守する必要があります。歩行者用の信号は押しボタン式(右写真参照)となっており、ボタンを押さない限り青信号に変わらないことが多くあります。また歩行者用信号機(右図参照)は、青点灯→赤点滅→赤点灯と変ります(日本の青点灯→青点滅→赤点灯とは異なるので注意)。以下に歩行者および自転車に関する主要な交通違反の一部をご紹介します。



	反則行為	反則金額
歩行者	歩行者用信号無視(赤色)違反。	\$50
	歩行者用信号(赤点滅)での横断開始する場合。	\$50
	歩行者用通路の無い踏切りの横断する場合。	\$50
	踏切りで遮断機やゲート、または警報機が作動中に横断する場合。	\$100
	(歩行者用信号でない)一般(車両用)信号が設置されている場所に て黄信号または赤信号で横断を開始する場合。	\$50
	ヘルメット非着用	\$50
	手放し運転。	\$50
	同乗者用の安全な乗車装置が設置されていない自転車での二人乗り。	\$50
自転車	チャイルドシートが設置されている自転車で、チャイルドシートが前 方の視界を遮っている場合。	\$50
	路面状態の良い自動車専用路のある道路で、専用路を走行しない場 合。	\$50
	自転車での横断歩道(自転車用信号や道路標示がある場合を除く)、 児童用横断歩道、または道路の横断行為。	\$50
	歩行者用の(自転車標示のない)歩道での走行。	\$50
	対向2車線の自転車専用路で反対車線(右側)を走行する場合。	\$50
	前部に白色のライト、また後部に赤色のライトおよび反射板を装着していない自転車での夜間走行。	\$100
	前後輪ホイール部に反射板を装着していない自転車での夜間走行。	\$50
	両ペダルに反射板を装着していない自転車での夜間走行。	\$50
	ブレーキが装備(最低ひとつ)されていない自転車での走行。	\$100
	警音器(ベル等)の装備されていない自転車での走行。	\$100
	自転車専用信号無視(赤色および赤色点滅)違反。	\$50
	飲酒や薬物により安全に運転ができない状態での自転車の走行。	\$100

出典: Road Traffic Code 2000

4. 事故発生時の措置

万一、交通事故に遭ってしまったら、気持ちを落ち着けて、次のことを行いましょう。

1) 事故発生直後の対応

- 事故が発生したら、直ちに車両を停車してください。
- また不幸にして相手方を傷つけてしまった場合は、負傷者の救援を優先して行います。救急、 警察、消防に対する緊急連絡はいずれについても「000」をダイヤルします。自ら否を認める

必要はありませんが、「Are you okay? Would you like me to call an ambulance?」 とまず相手に怪我がないか確認すると良いでしょう。深刻な負傷者がいない軽微な事故で、警察に通報する場合は「131 444」に電話します(以下「(3) 警察への通報」を参照)。

• 車両のハザードランプを点滅させ、車両を安全な場所に移動させましょう。また危険でなければ、道路上にある大きな破片物を取除きます。

2) 情報の収集

- まず発生時間と現在地がどこであるかを確認します。それから車両を運転していた方(以下、 相手)の氏名、住所、生年月日、電話番号、運転免許書番号を相手の運転免許証から確認し ます。
- また、相手側車両の詳細(メーカー、車種、カラー、ナンバー)および車両の所有者が異なる場合には、その所有者の氏名、住所、電話番号などを相手から聞きましょう。
- 事故の目撃者がいれば、連絡先(名刺等)をもらいましょう。
- 可能であれば記録のために、携帯電話やカメラで車両の損傷部等の写真を撮っておきましょう。

3) 警察への通報

次の場合には警察「131 444」に通報しなければなりません。

- 人身事故の場合(深刻な負傷者がいる際は直ちに「000」に連絡し救急車および警察を要請)。
- 事故の損害額が\$3,000を超える場合。
- 相手がその場にいない場合(例:駐車場での接触事故等)。

※ 通報時の注意点

警察に第一報する際は、「発生日時」「発生場所」「事故形態」「負傷者の有無」「現場措置」を連絡してください。負傷者が無く、軽微な物損事故の場合は、警察は現場には来ません。その場合は、当事者が24時間以内に警察署へ出向き、事故の受理番号(保険会社連絡に必要)をもらいます。また、WA Policeのウェブページ(http://www.police.wa.gov.au/)から通報することも可能(Crash Report)です。だだし、相手が運転免許証等を所持していない場合や飲酒運転の疑いがある場合は、物損事故であってもその場で警察に通報した方が良いでしょう。

4) 保険会社への連絡

前記(1)~(3)に合わせて、保険会社にも連絡しましょう。

補償内容は契約により異なりますが、一般的な保険契約 (Comprehensive Insurance) の場合、レッカー車 (Towing Services) の手配等をしてくれます。日頃より補償内容を確認しておきましょう。

また事故による保険請求をする場合は、警察への通報 (Crash Report) を済ませておく必要があります。通常警察への通報が完了すると確認番号がもらえるので、これを保険会社に通知します。その後は、複数の修理工場から見積りを取得することから修理完了 (契約によっては修理期間中はレンタカーを手配)まで、保険会社の指示にしたがい対応します。

尚、オーストラリアでは一般的に、事故後のお見舞い等の慣例はありません。

5) 特に注意する点

- 人身事故の場合、負傷者の救護を最優先に行動してください。
- 相手が飲酒運転等の疑いがある場合、相手との交渉は、相手を車両から降ろしてから行ってください。。
- 現場では「I am sorry」と不用意に言わないでください。日本語の「すいません」(特に意味が無い場合がある)を言うつもりで「I am sorry」と言わないでください。「I am sorry」と言うと、明確に自分の「非」を認めたことになります。
- 相手と話す際は、攻撃的にならず冷静になるよう心掛けましょう。
- <u>現場で示談交渉はしないでください。</u>相手が(事故の責任を)執拗に迫ってくる場合は、「I wish to get my insurance company (or a lawyer) to solve the problem for you.」 などの表現を使い、安易に自ら否を認めず、保険会社(あるいは弁護士)を通じて事故の損害等の問題を解決する意思があることを伝えましょう。
- レンタカーにて事故を起こした場合は、レンタカー会社にも連絡をしましょう。

❖ レンタカー利用時の注意点

パースにはレンタカー会社は数社あり、インターネットあるいは電話にて予約および支払ができます。予約車両引取り時には、クレジットカードの提示が求められ、保証金が一時的に差引かれます(車両への損傷がなければ後日保証金が戻されます)。また借上げ期間中の車両保険の加入も勧められるので、補償内容をよく理解した上、必要であれば加入しましょう(<u>事故を起こし、保険に加入していなかったため、後で、多額の修理費用を請求された事例もあるので注意してください</u>)。加えて、業者と一緒に車両の点検(損傷箇所等の確認)を行うので、業者のレポートにない損傷等に気付いた際は、後日のトラブルを避けるため、この時点で業者に伝えましょう。なお、通常車両は給油して返却しますので、車両引取り時に使用燃油の種類を確認しておくと良いでしょう。

5. 医療・保険制度

❖ GP(一般開業医)システム

オーストラリアの医療は一般開業医(General Practitioner-GP)、専門医(Specialist)、病院(Hospital)に分かれています。日本の医療システムと大きく異なる点は、GPと言うシステムがある事です。オーストラリアでは受診科目に関係なくまずはGPにて受診します。GPが紹介状を出す事により、専門医や大きな病院を受診することができるようになります。GPの紹介状が無い場合には専門医や病院での受診は難しく、保険適応外となる場合もあります。ただし、緊急を要する場合には直接病院に行く事も可能です。

❖ 医療保険

オーストラリアにも日本の国民健康保険と同様のメディケアと呼ばれる公的医療保険があります。公的医療保険ですので、加入権利はオーストラリア国民と永住者に限られています。しかし、このメディケアは日本の国民健康保険と異なり、全ての治療に対応しているわけではありません。 眼科や歯科はメディケアが適用できませんので、多くの方がメディケアと民間の保険の両方に加入しているようです。 また、メディケアのない方々もオーストラリアの医療機関で診療を受けることはもちろんできますが、保険が適用されないため高額になりがちです。事前に海外旅行保険などに加入しておきましょう。

なお、パース市街には日本語での受診ができる医療機関があります。

- 外来一般:日本語医療センター(International Medical Centre) 1800-777-313
- 歯科: Lifecare Dental (Perth City) 08-9221-2777

6. 日本と異なる規則・文化

❖ 喫煙

西オーストラリア州では、次の場所等での喫煙は厳しく規制されています。

- 公共施設、交通機関(駅を含む)、ホテル、モーテル、レストラン、バー、空港などの屋内での喫煙。
- 17歳未満の子供を同乗させた車内での喫煙。
- プレイグラウンド(児童遊技場)から10メートル以内での喫煙。
- ビーチ(海水浴場)でのビーチフラッグ内での喫煙。

なお、スーパー・デリ(商店)・ガソリンスタンドなどでは、タバコの陳列が禁止されていますので、購入時はスタッフに直接注文しましょう。

❖ 飲酒

西オーストラリア州では路上、公園、ビーチなどの公共エリアにおける飲酒は禁止されています。

❖ チップ

オーストラリアではチップを渡す習慣はありませんが、特にサービスが良い場合は感謝の気持ちとしてチップを渡すことがあります。

❖ 時差

オーストラリアでは各州および地域によってサマータイム(夏時間)を導入している州としていない州が混在していますので、ご注意ください。

なお、西オーストラリア州・クイーンズランド州・北部準州は夏時間を導入していません。

	日本との時差	QLD	NSW	VIC	ACT	TAS	SA	NT	WA	
	冬時間 (4月第1週から)	+1:00	+1:00	+1:00	+1:00	+1:00	+0:30	+0:30	-1:00	
	夏時間 (10月第1週から)	+1:00	+2:00	+2:00	+2:00	+2:00	+1:30	+0:30	-1:00	

❖ 魚釣り、またはその他の海洋生物(アワビ、イセエビ、カニなど)の捕獲

西オーストラリア州では、海洋生物を保護する目的から、捕獲できる生物の大きさや数量が規則として定められています。また、期間限定のライセンス(捕獲許可証)制度が設けられており、違反者には厳しい罰則(最高\$80,000 2013年11月現在)が科されます。詳しい情報については西オーストラリア州政府水産省のウェブサイト http://www.fish.wa.gov.au/Pages/Home.aspx "Recreational Fishing"をご参照ください。

❖ 夏季における火気使用の禁止(Total Fire Ban)

オーストラリアでは春から夏にかけて空気が乾燥するため、トータル・ファイアー・バン(Total fire ban・屋外火気使用禁止令)が発令されることがあります。発令中は屋外でのたき火(キャンプファイヤーを含む)や固形燃料を利用した BBQ(バーベキュー)などが禁止(ガスや電気を利用する BBQ は対象外)されます。トータル・ファイヤー・バンの発令状況および禁止対象の詳細については、消防及び緊急サービス省のウェブサイトhttp://www.dfes.wa.gov.au/Pages/Default.aspx をご覧ください。

なお、BBQ は公園などに備付けられている施設を利用し楽しむことができます。BBQ 施設のない場所では BBQ が禁止されている可能性がありますので、地方行政機関等にご確認ください。

7. 参考情報

* パース日本人学校

パース日本人学校は1978年に創立し、現在の校舎はシティービーチ(パース市街地から西へ8km)にあり、豊かな自然に囲まれたボールドパーク内に校地を構えています。同校は日本の文部科学省(以下、文科省)より小学校および中学校の教育課程と同等の課程を有する在学教育施設として認定されており、同校の教育内容は文科省の示した学習指導要領に準拠しています。また近年では質の高い英語教育にも力を入れており、児童の情況や能力に合わせて、3コースに分けた英会話授業を週3時間行っています。それぞれの英語教育のニーズに合わせ、幅広く対応できるようになっており、日本人学校ならではの学習指導を行っています。

❖ パース補習授業校

パース補習授業校は 2003 年に設立され、その後準備委員会による準備期間を経て、2005 年 4 月に開校しました。現在の校舎はシティービーチのパース日本人学校校舎を使用しており、毎週土曜日の午前および午後に 5 歳から 12 歳の児童を対象に国語の授業を行っています。また様々な学習生活を通して、子供たちに日本人としての常識、知識、考え方や生活習慣を身につけることを目標としています。